

令和6年12月3日

## 研修会費の消費税課税区分誤りに関するお詫び

日頃より国立障害者リハビリテーションセンター（以下当センター）をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたびは、当センター学院の研修会において受講者様にご納付いただいております研修会費の消費税課税区分につきまして、下記のとおり誤りがございました。多大なるご迷惑をおかけしましたこと、心より深くお詫び申し上げます。

現在、令和5年10月以降に開催の研修会につきまして、当センターホームページサイト上の[研修会日程ページ](#)に、各研修のインボイスにかかる書類を掲載しています。この書類はお手元の領収証書と併せて適格簡易請求書の要件を満たすものでございますので、必要な場合にはダウンロードを実施していただけますようお願いいたします。

本件につきましてご不明な点等ございましたら、当センター管理部会計課経理係までお問合せください。

### 記

#### 【消費税課税区分】

誤：非課税

正：課税（消費税率10%）

※領収証書に記載の金額は税込価格でございます。

※消費税額の端数は切り捨てとさせていただきます。

（本件の問い合わせ先）

国立障害者リハビリテーションセンター

管理部会計課経理係

電話：04-2995-3100（内線2133）

※祝祭日を除く 月～金 8:30～17:15